

(証券コード 7609)

平成29年3月8日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

ダイトロン株式会社

代表取締役社長 前 績 行

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年3月30日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第65期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 法令及び定款第20条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitron.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ・事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitron.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第65期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、333,088,560円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）の任期が満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>たかもと ひとし 高本 敬 (昭和22年2月23日生)</p>	<p>昭和45年4月 当社入社 昭和61年7月 アンフェノールジャパン株式会社 転籍 平成10年1月 ダイトデンソー株式会社 多摩工場長 平成12年3月 同社取締役 平成14年3月 同社常務取締役 平成21年3月 同社代表取締役社長 平成25年3月 当社取締役 平成27年3月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ダイトロン,INC. Director,Chairman 公益財団法人ダイトロン福祉財団 理事長</p>	<p>株 163,900</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 平成21年より平成27年まで当社の子会社であったダイトデンソー株式会社の代表取締役社長を務め、また、平成27年より当社の代表取締役会長に就任し、企業経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。特に、当社の代表取締役会長就任後は、強いリーダーシップを発揮し、変革に向けた動きを牽引してまいりました。今後も同氏が経営の推進に当たることが、当社グループの変革の実現と企業価値の向上にとって適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	まえ いさ ゆき 前 績 行 (昭和28年8月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年1月 当社国際部門 国際電子営業部長 平成13年3月 当社取締役 平成14年1月 当社国際部門長 平成15年4月 当社上席執行役員 平成16年12月 当社電子副部門長 〃 当社経営戦略室長 平成19年4月 当社営業副本部長 平成21年1月 当社グループ経営戦略本部長 〃 当社経営企画部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成23年3月 当社代表取締役社長(現任)	株 99,600
【取締役候補者とした理由】 平成23年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの変革に向けた動きの中では、成長戦略の具現化の議論をリードしてまいりました。今後も同氏が経営の推進に当たることが、当社グループ経営の推進と成長路線の実現にとって適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
3	の なか のぼる 野 中 昇 (昭和27年9月25日生)	昭和50年4月 当社入社 昭和63年1月 ダイトロンテクノロジー株式会社 工場長 平成21年4月 当社EM事業部 町田工場長 平成24年1月 当社執行役員 EM事業部長 平成25年1月 ダイトロンテクノロジー株式会社 執行役員 EM事業部長 平成25年3月 当社取締役(現任) 〃 ダイトロンテクノロジー株式会社 代表取締役社長	87,100
【取締役候補者とした理由】 当社メーカー部門における豊富な業務経験・実績・見識を有しており、当社グループの変革に向けた動きの中で、製販融合の議論をリードしてまいりました。今後も同氏が経営の推進に当たることが、製販融合のさらなる進化及びオリジナル製品の拡充にとって適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	きむらやすとし 木村安壽 (昭和24年4月3日生) 【社外取締役候補者】	昭和52年9月 公認会計士登録(現) 平成3年7月 トーマツコンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成7年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 平成11年9月 木村公認会計士事務所開設 所長(現) 平成12年3月 当社監査役 平成19年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 木村公認会計士事務所 所長 公益財団法人ダイロン福祉財団 監事	株 5,900
		【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、引き続き当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。	
5	新任 わだ とおる 和田徹 (昭和30年3月23日生) 【社外取締役候補者】	昭和60年4月 弁護士登録(現) 平成元年3月 和田徹法律事務所開設 所長 平成15年2月 フェニックス法律事務所開設 共同代表(現) 平成15年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所 共同代表 OUGホールディングス株式会社 社外監査役	1,000
		【社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村安壽氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を「独立役員」とする「独立役員届出書」を提出しており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 木村安壽氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 和田徹氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって14年となります。
5. 和田徹氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任いたします。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を「独立役員」とする「独立役員届出書」を提出しており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

6. 和田徹氏は、OUGホールディングスの社外監査役であり、同社は当社の特定特定関係事業者には該当しません。
7. 当社は、木村安壽氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、和田徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 和田 徹氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。後任として選任をお願いする北嶋紀子氏の任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 要 当 社 兼 職 の 状 況 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新任</div> きた じま のり こ 北 嶋 紀 子 (昭 和 4 9 年 1 0 月 2 5 日 生) 【 社 外 監 査 役 候 補 者 】	平成12年10月 弁護士登録(現) 井上隆彦法律事務所入所 平成15年2月 フェニックス法律事務所入所 平成24年1月 同法律事務所 共同代表(現) (重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所 共同代表 三京化成株式会社 社外取締役	株 —
【社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけるかと判断し、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北嶋紀子氏は、社外監査役候補者であります。なお当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を「独立役員」とする「独立役員届出書」を提出しており、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 北嶋紀子氏は、三京化成株式会社の社外取締役であり、同社は当社の特定関係事業者には該当いたしません。
4. 北嶋紀子氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、兼田稔氏は現監査役横山廣男氏の補欠としての監査役候補者、森長弘行氏は現社外監査役八木春作氏及び社外監査役候補者北嶋紀子氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	兼田 稔 (昭和37年5月1日生)	昭和62年4月 当社入社 平成28年4月 当社監査室長(現)	1,000株
		【補欠の監査役候補者とした理由】 長年にわたり内部監査に従事し、豊富な業務経験・実績・見識を有していることから、適切な監査の実施に適任であると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。	
2	森長 弘行 (昭和28年5月13日生) 【補欠の社外監査役候補者】	昭和56年8月 公認会計士登録(現) 昭和63年2月 税理士登録(現) 〃 公認会計士・税理士森長弘行事務所開設所長(現) 平成14年3月 大阪府道路公社 監事 平成21年9月 大阪府土地開発公社 監事(現) (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士森長弘行事務所長	—
		【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森長弘行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森長弘行氏が監査役に就任することとなった場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年3月28日開催の第56期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。更に、同対応策は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、更新されております（当該2度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたしますが、当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記Ⅲのとおり更新することを決定いたしました（当該3度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様のご意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様のご過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、旧プランに形式的な文言等の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じです。）に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社となる会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 3. の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 歴史・沿革

当社は昭和27年大都商事株式会社として創業し、現ソニー株式会社の前身である東京通信工業株式会社の特約店として、業務用テープレコーダーの販売に努め、その後、放送機器及び部品、更には電子部品から計測機器へと製品（商品）幅を拡充してまいりました。昭和45年には技術部を製造子会社ダイトロンテクノロジー株式会社（現ダイトロン株式会社）として独立させ、顧客ニーズに合わせた製品を作る製造販売を一体化した経営路線を歩み始めました。また、1990年代以降は顧客の海外進出に合わせ、米国を皮切りに台湾、マレーシア、香港、上海、韓国、タイ、フィリピンへ拠点を設けグローバル化を推進しております。このように「お客様のニーズにいかに対応するか」をテーマに、『製販一体路線』の経営を進めた結果として、1970年代以降急速に事業を拡大することができました。この間、順調な成長を続ける中、当社は、平成10年にエレクトロニクス商社であるという企業姿勢を明確にすべく、「大都商事株式会社」から「ダイトエレクトロニクス株式会社」へ社名変更し、平成11年に株式を店頭登録、平成13年には東証・大証第2部に、そして平成18年6月1日に東証・大証第1部に上場を果たしました。そしてこれまで培った『製販一体路線』から、更に提案力の高い『製販融合路線』を推し進めるべく、平成29年1月1日付にて製造子会社2社（ダイトロンテクノロジー株式会社、ダイトデンソー株式会社）を吸収合併し、この合併を機に「ダイトロン株式会社」へ社名変更しました。

2. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「ダイトロン・スピリッツ」と称して、創業の精神、行動規範、経営理念を制定し、株主満足・顧客満足・仕入先満足・従業員満足の4つの視点を経営方針として定めると共に、法令遵守や社会貢献への取組みを企業の基本姿勢として提示しております。

<子会社との合併と社名変更について>

当社は、技術の進歩や高度化が加速する中で合従連衡や競争激化が進むエレクトロニクス業界の厳しい環境の中で成長するために、これまで以上に提案力を高め、付加価値の高いモノづくりを行い、収益性を一層高めていくことが必要不可欠であるとの認識から、平成29年1月1日付にて、製造装置関連の国内製造子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社、電子機器・部品関連の国内製造子会社であるダイトデンソー株式会社を吸収合併いたしました。また、このタイミングに合わせて、社名につきましても「ダイトロン株式会社」に変更し、従来から国内外にて展開しておりますプロダクトブランド名である「Daitron」（ダイトロン）との統一を行いました。新生・ダイトロン株式会社は、国内の主要な製造子会社2社の経営統合によってシナジー効果の最大化を図り、従来追求してきた「製販一体路線」の経営を更に進化させ、新たに、より高い付加価値の創造を目指す「製販融合路線」の経営を追求してまいります。

<基幹工場の新設と増強について>

当社グループは、前述の経営統合に先立って、製造装置関連と電子機器・部品関連の工場を集約することを目的に、平成28年11月に、「中部工場」（愛知県一宮市）を新設し稼働を開始いたしました。今後、約1年間をかけて中部工場への生産集約を完了させるとともに、装置・電子機器・部品開発の技術者が協業できる体制の中核拠点を構築してまいります。

<中期経営計画について>

平成29年を初年度とする「第9次中期経営計画（平成29年～平成32年）」を策定し、次の2つの経営指針を“経営の基本方針”として取り組んでまいります。

【経営の基本方針】

○グループ・ステートメント

「Creator for the NEXT」

～エレクトロニクス業界を担う企業として、グループのネットワークを活かし、新しい価値をクリエイトする～

○中期経営計画スローガン

“「製販融合路線」により更なる成長を目指す”

この2つの経営指針の下、第9次中期経営計画では、次の5つの“事業戦略”に基づく経営を推し進め、売上・利益の持続的な成長を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

【事業戦略】

- ・ 成長性重視の事業の再構築を推進
- ・ オリジナル製品開発の強化
- ・ 海外ビジネス展開の強化
- ・ マーケティング力と営業力の向上
- ・ 生産部門の統合強化

3. 企業価値の源泉

当社グループは、3社統合効果の最大化を図り、製販融合路線による“エレクトロニクス業界の技術立社”として、市場ニーズを見極める「マーケティング力」と高付加価値なオリジナル製品を生み出す「開発・製造力」を併せ持った独自性を武器に、確かな業界でのプレゼンス（存在感）を発揮してまいります。

① 製販融合路線の経営

商社機能を担ってきた当社と、メーカー機能を担ってきたダイトロンテクノロジー株式会社とダイトデンソー株式会社の経営統合により、販売機能と開発・製造機能を融合させ、より高い付加価値の創造を可能とする新たな体制へと移行いたしました。これにより、競合他社を上回る提案力を発揮し、高収益性を実現することが可能な体制となっております。

② 先見性とマーケティング力

常に顧客満足を考え、顧客ニーズも隙間ニーズまで見極めるマーケティング力と国内外のネットワークを駆使した先端の商品を開拓する先見性に優れております。

（国内…23拠点、海外（北米・アジア）…10拠点）

③ 総合サポート機能

“エレクトロニクス業界の技術立社”として、当社グループは、商社機能からメーカー機能まで有することにより、顧客に対して総合的なサポート機能を提供しております。

従来培ってきた最も重要な商社の役割である業界トップクラスの物流サービス機能は、引き続き当社グループの大きな強みの一つです。求められる商品を必要なときに必要な場所へ必要量を安全・確実にお届けするために、当社は最先端のロジスティクスシステムを構築し、当日受注・当日発送を実現しております。

また、市場ニーズに対応した製品を自らの手で開発・製造することで、新市場・新分野（ニッチリッチマーケット）を創造し、顧客への新たな付加価値提案を実現することで、独自性の高いメーカー機能を発揮しております。

これらの強みを活かすことにより、顧客ニーズを的確に具現化し、付加価値とコスト競争力の高い商品・サービスの提供を可能にしております。

4. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、経済のグローバル化が進み企業を取り巻く経営環境が著しく変化する中、企業が持続的に発展し、「企業価値の最大化」を常に追求していくことが社会の健全な発展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。そのために必要不可欠となる法令遵守はもとより、企業倫理、地球環境、社会貢献等を含んだ経営理念を制定しております。この経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識し、基本方針を次のとおりとしております。

- ・ステークホルダーとの良好な信頼関係の構築
- ・経営の透明性と健全性の確保
- ・適切なリスク管理
- ・適時適切な情報開示

これらを踏まえ、企業行動に対する社会的責任や企業倫理に対する社会的要請に対して、次のとおりステークホルダーへの責任と信頼に応える体制を築いております。

① コンプライアンス委員会の設置

社内外の関連法規の遵守を柱とする倫理観やコンプライアンス体制を構築し、健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備を推進することを目的としたコンプライアンス委員会を設置しております。

② グループリスク管理委員会の設置

リスク管理の基本方針として、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう、また企業経営をより健全かつ効率的に運営するために、「リスク管理規程」に基づきグループリスク管理委員会を設置し、リスク事案の検討や対策の立案・進捗状況の確認に努めております。

③ 情報開示委員会の設置

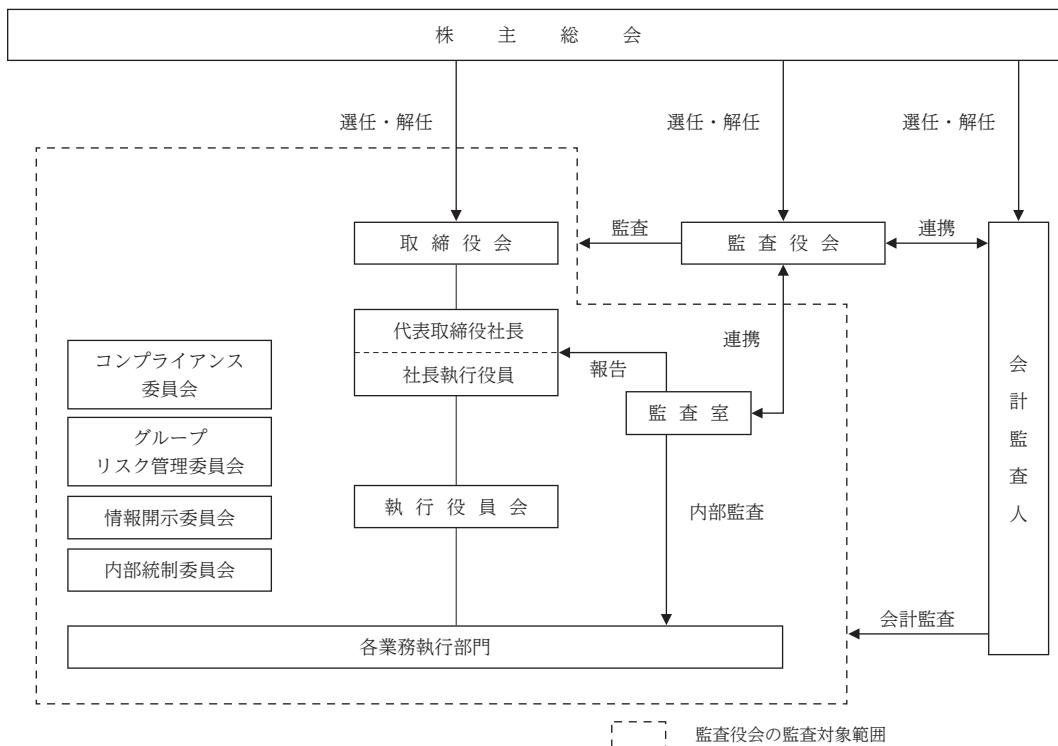
情報開示に関する基本方針に従い、情報の真実性・網羅性・正確性・適時性を確保しつつ、適時適切な開示をするために、情報開示委員会を設置し、開示内容や開示時期等の決定を公正

にかつ迅速に行うと共に、情報の集約及び一元化を図っております。

④ 内部統制委員会の設置

内部統制委員会は金融商品取引法が求める「正しい決算書を作成し、適正な財務報告を行う」ことを目的として設置しております。財務報告に係る内部統制制度の整備と運用の徹底を図ると共に、必要に応じて各事業部門への指導を行うことで不備事項の発生を未然に防止しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は次のとおりであります。



5. ステークホルダーからの信頼を得るための取組み

当社グループは、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、コンプライアンス、リスク管理、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動等CSR（企業の社会的責任）活動の更なる充実・強化に努めてまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら対象となる会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行われるものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害することが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2. (3) ①で定義されます。以下同じです。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保し、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引しただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉すると共に、当社の株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

また、平成28年12月31日現在の大株主の状況は、事業報告11頁「2. 会社の現況(1) 株式の状況(平成28年12月31日現在)」のとおりとなっております。そのうち、公益財団法人ダイトロン福祉財団(以下「筆頭株主」といいます。)並びにダイトエレクトロン従業員持株会(以下「持株会」といいます。)が当社の発行済株式の約12.7%を保有しておりますが、いずれも共同又は協調して議決権を行使するものではなく、独立した関係にあります。更に、当社の製造子会社や海外現地法人への投融資や設備投資、研究開発投資、情報設備投資に伴って資金調達が必要になる可能性もあります。かかる資金調達の手段としては、資本市場における資金調達も一つの選択肢として考えられ、これを実施する場合には筆頭株主及び持株会の持株比率は更に低下する可能性もあります。こうした事情に鑑みると、当社は、当社株券等の流動性が更に増し、今後当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害する大量買付行為がなされる可能性も否定できないものと考えております。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めると共に、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

旧プランは、平成20年3月28日開催の当社第56期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第17条に基づき、平成26年3月28日開催の当社第62期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をお願いするものであります。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社株券等¹の保有者²が保有³する当社株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社株券等⁵の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有⁶し又は所有することとなる当社株券等及びその者の特別関係者⁷が所有する当社株券等に

係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
 5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
 6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
 7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
 8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- ② 本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うと共に、当社のホームページ（<http://www.daitron.co.jp/index.html>）に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上で、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資

本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実について、直ちに株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様に対する情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、また、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、直ちにその旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知すると共に、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主

の皆様には代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、木村安壽氏、小西 正氏及び和田 徹氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに株主の皆様に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主

共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買取である場合
 - (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
 - (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
 - (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
 - (v) 当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買取である場合
 - (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合
 - (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
 - (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
 - (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合
 - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又は回避することができないおそれがある場合
- ⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定
- 当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。
- 当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

す。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株（調整がされる場合には調整後の株数）が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成32年3月開催予定の平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成29年2月7日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ②に記載の手

続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、

補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株(調整がされる場合には調整後の株数)の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様に対する情報開示又は通知を行いますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Iの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)

を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、本定時株主総会において、本議案をお諮りし、かかる本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの更新に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 当社から独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③ないし⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の合理性及び公正性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

木村 安壽 (きむら やすとし)

略歴

昭和52年 9月 公認会計士登録 (現)

平成 3年 7月 トーマツコンサルティング株式会社 代表取締役社長

平成 7年 8月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員

平成11年 9月 木村公認会計士事務所開設 所長 (現)

平成12年 3月 当社監査役

平成19年 3月 当社取締役 (現任)

注) 木村安壽氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

小西 正 (こにし ただし)

略歴

昭和51年12月 不二電機工業株式会社 入社

平成 4年 2月 同社総務部長

平成 4年 4月 同社取締役総務部長

平成 5年 4月 同社取締役管理部門統括

平成 8年 4月 同社常務取締役

平成13年 4月 同社代表取締役社長 (現)

注) 小西 正氏は、不二電機工業株式会社の代表取締役社長であります。

同社と当社との間に購入・販売の取引関係がありますが、当社グループにおける同社との取引高は購入・販売共に僅少であり、当社グループの連結業績及び当社の業績に与える影響は極めて軽微であります。

和田 徹（わだ とおる）

略歴

昭和60年 4 月 弁護士登録（現）

平成元年 3 月 和田徹法律事務所開設 所長

平成15年 2 月 フェニックス法律事務所開設 共同代表（現）

平成15年 3 月 当社社外監査役（現任）

平成29年 3 月 当社取締役（社外取締役）（予定）

注）和田 徹氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

同氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。

同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(別紙2)

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
 - 3 委員の任期は、平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額
無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

I 当社株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
 - g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。
特定株式所有者、その共同所有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

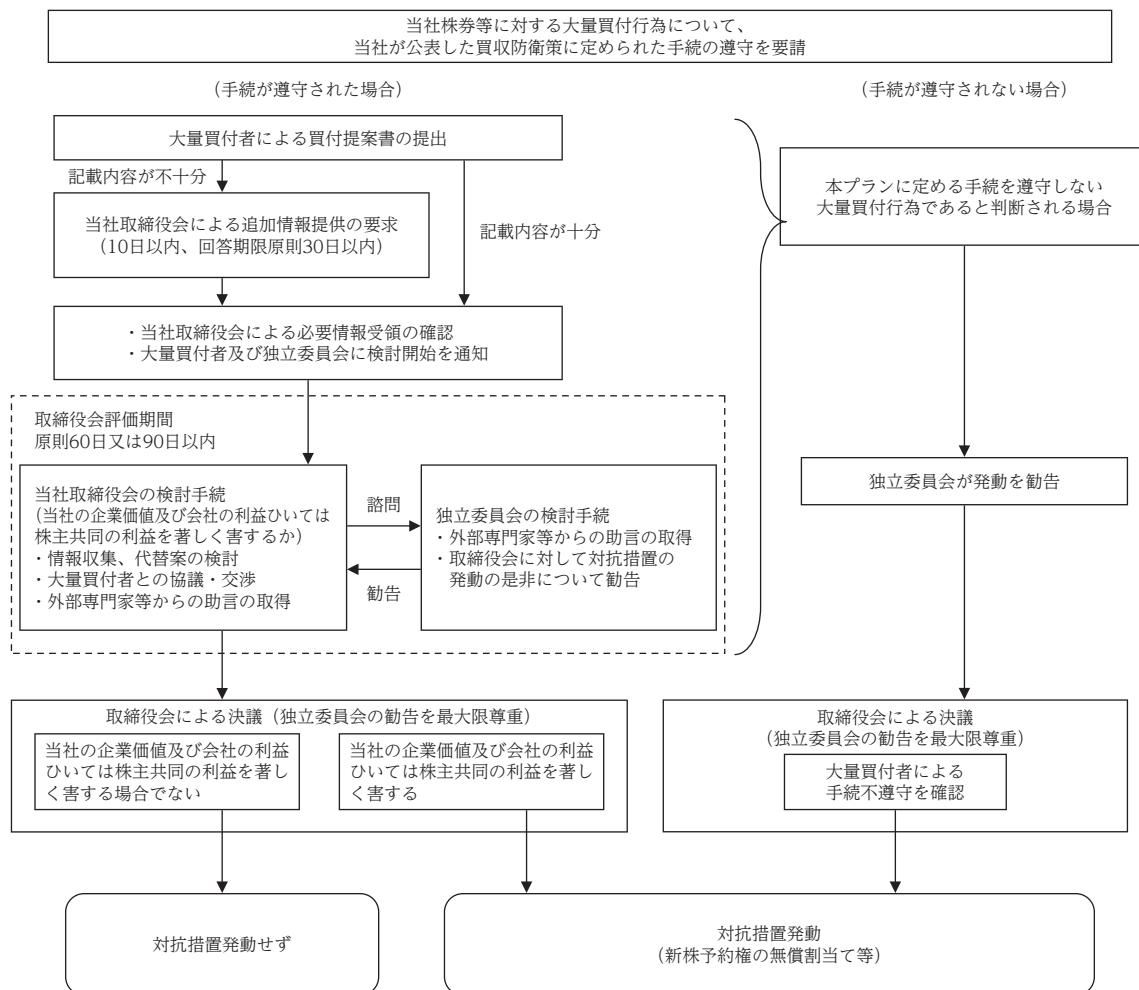
18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

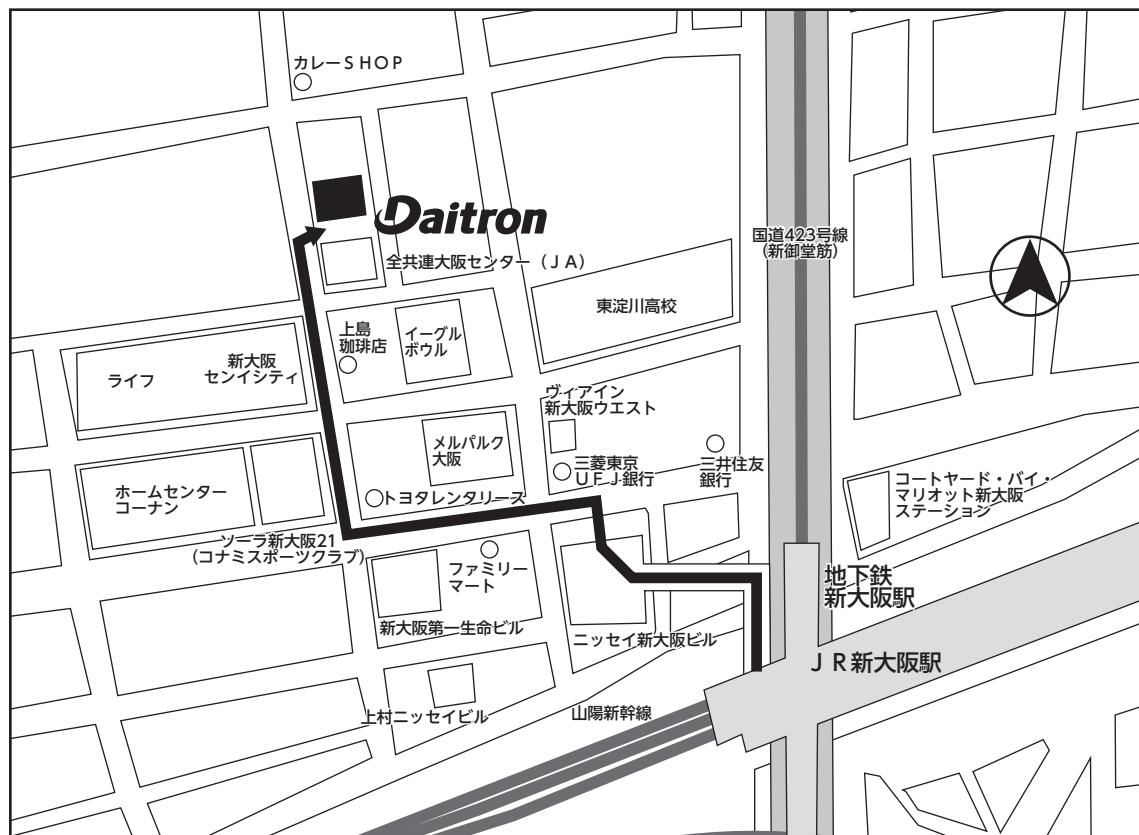


(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室



- 交通機関
1. J R 新大阪駅西口より徒歩10分
 2. 地下鉄 (御堂筋線) 新大阪駅4番出口より徒歩7分

なお、会場には駐車場がございませんので、車でのご来場はご遠慮下さい。